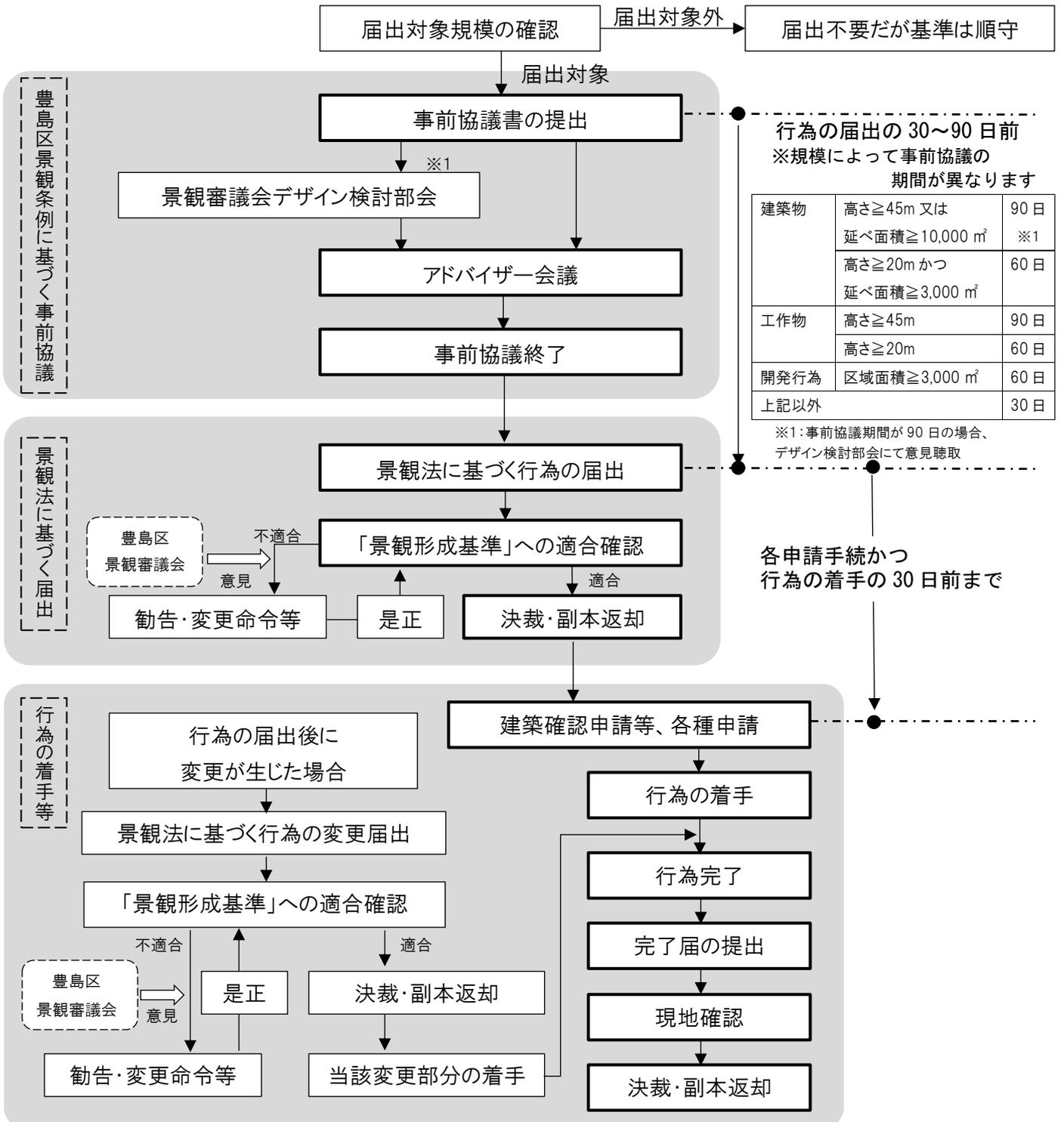


豊島区景観条例に基づく事前協議・行為の届出について

豊島区では平成28年3月に景観法に基づく「豊島区景観計画」を策定し、同年4月1日に「豊島区景観条例」を施行しました。景観計画では良好な景観形成のための行為の制限（景観形成基準）等を定め、建築物の建築等を行う際は、当該行為を景観形成基準に適合させなければなりません。また、景観条例では景観法に基づく届出を要する規模や、届出前の事前協議などを定めています。

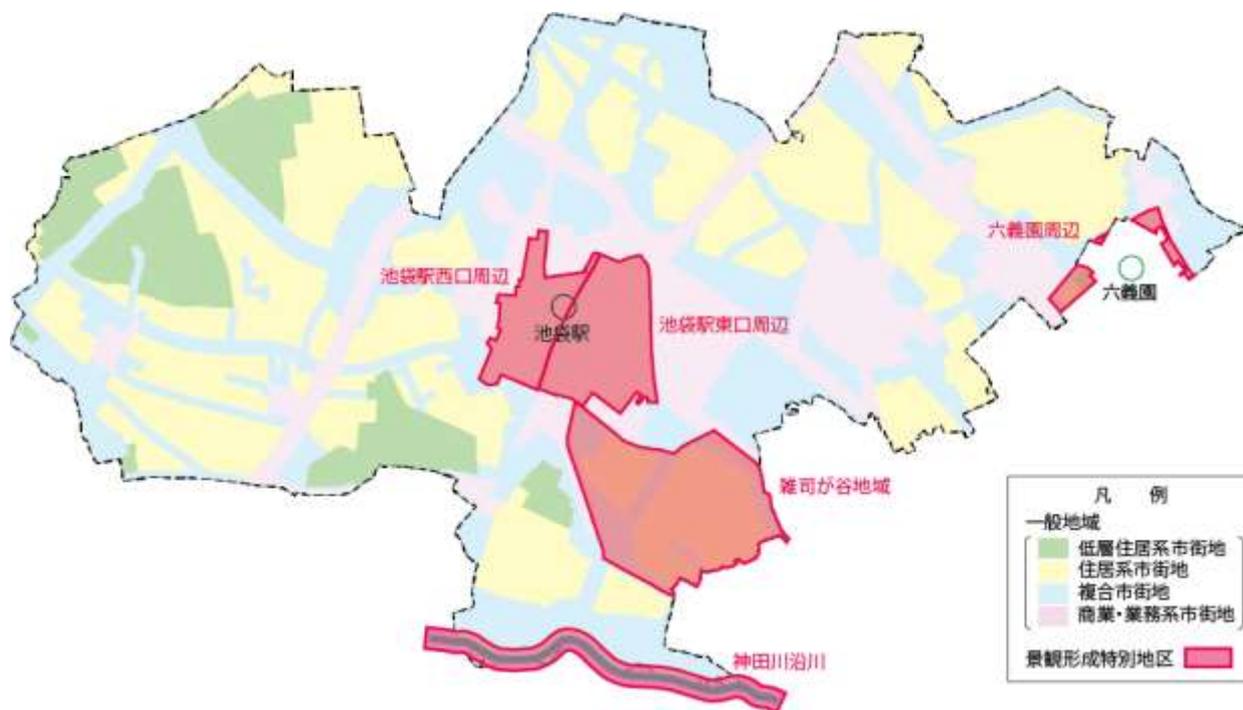
1 建築物・工作物・開発行為（事前協議および行為の届出、変更の届出、完了の届出が必要）

①手続きの流れ



②区域区分

区内全域を4地区に区分し、さらに5か所の景観形成特別地区を指定します。
地域ごとに届出対象規模が変わります。



③届出対象規模（一般地域）

区分地区	対象行為			開発行為
	建築物の建築等	工作物の建設等 (建築基準法第88条に該当するもの)		
一般地域				
低層住居系市街地 (第一種低層住居専用地域)	延べ面積 $\geq 1,000 \text{ m}^2$	高さ $\geq 10\text{m}$ 又は 築造面積 $\geq 1,000 \text{ m}^2$	橋梁、高架 (鉄道・道路)その他 これらに 類する工 作物で河 川、鉄道な どを横断 するもの	開発区域の面積 $\geq 500 \text{ m}^2$
住居系市街地 (第一種中高層住居専用地域、 第二種中高層住居専用地域)	高さ $\geq 15\text{m}$ 又は 延べ面積 $\geq 1,000 \text{ m}^2$	高さ $\geq 15\text{m}$ 又は 築造面積 $\geq 1,000 \text{ m}^2$		
複合市街地 (第一種住居地域、第二種住居地域、 近隣商業地域、準工業地域)	高さ $\geq 20\text{m}$ 又は 延べ面積 $\geq 2,000 \text{ m}^2$	高さ $\geq 20\text{m}$ 又は 築造面積 $\geq 2,000 \text{ m}^2$		
商業・業務系市街地 (商業地域)	高さ $\geq 31\text{m}$ 又は 延べ面積 $\geq 3,000 \text{ m}^2$	高さ $\geq 31\text{m}$ 又は 築造面積 $\geq 3,000 \text{ m}^2$		

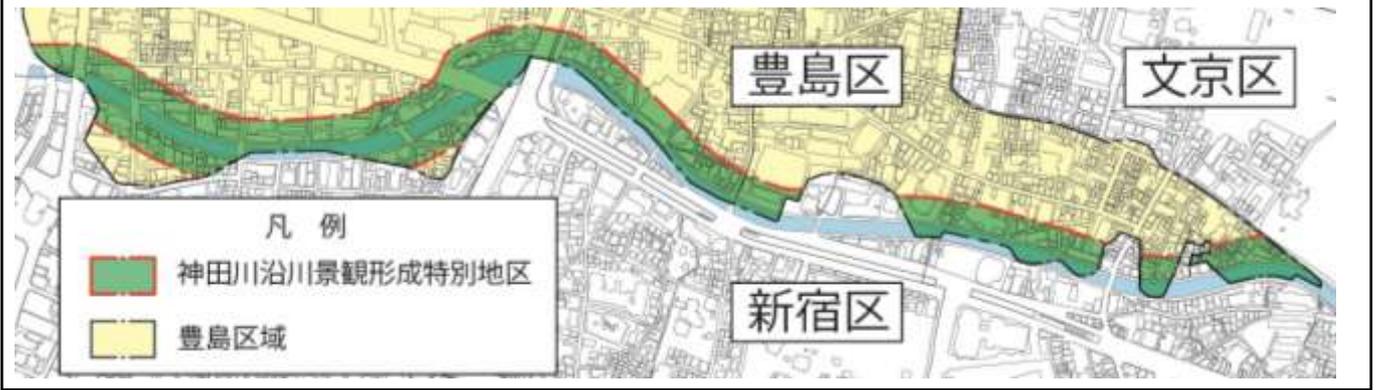
※区分が2つ以上にまたがる場合は、土地の過半が属する区分地区により、届出対象規模を判断します。

④届出対象規模（景観形成特別地区） ※詳細な区域は次ページ以降に記載

区分地区	対象行為		
	建築物の建築等	工作物の建設等 (建築基準法第 88 条に該当するもの)	開発行為
景観形成特別地区			
神田川沿川 (高田一～三丁目の一部)	高さ \geq 15m 又は 延べ面積 \geq 1,000 m ²	高さ \geq 15m 又は 築造面積 \geq 1,000 m ²	橋梁、高架 (鉄道・道 路)その他こ れらに類す る工作物で 河川、鉄道な どを横断す るもの
六義園周辺 (駒込一・二丁目の一部、 泉鴨一丁目の一部)	●商業・業務系市街地：高さ \geq 20m 又は延べ面積 \geq 3,000 m ²	●商業・業務系市街地：高さ \geq 20m 又は築造面積 \geq 3,000 m ²	
	●上記以外の敷地：一般地域の 規模	●上記以外の敷地：一般地域の 規模	
池袋駅東口周辺 (東池袋一丁目、南池袋 一・二丁目の一部)	●グリーン大通り、明治通り、 池袋駅東口駅前広場、サンシャ イン 60 通り、サンシャイン通 り、南北区道に面する敷地：全 て	同左	
	●南池袋公園界限、Hareza 池袋 界限、小路界限：全て		
	●上記以外の敷地：一般地域の 規模		
雑司が谷地域 (雑司が谷一～三丁目、南 池袋三・四丁目)	●鬼子母神堂周辺・大門ケヤキ 並木道沿道：全て	●鬼子母神堂周辺・大門ケヤキ 並木道沿道：全て	
	●雑司が谷地域住宅地エリア： 高さ \geq 10m 又は延べ面積 \geq 300 m ²	●雑司が谷地域住宅地エリア： 高さ \geq 10m 又は築造面積 \geq 300 m ²	
	●環状 5 の 1・補助 81 号線沿 道エリア：高さ \geq 15m 又は延べ 面積 \geq 1,000 m ²	●環状 5 の 1・補助 81 号線沿 道エリア：高さ \geq 15m 又は築造 面積 \geq 1,000 m ²	
	●幹線道路・東通り沿道エリ ア：高さ \geq 15m 又は延べ面積 \geq 1,000 m ²	●幹線道路・東通り沿道エリ ア：高さ \geq 15m 又は築造面積 \geq 1,000 m ²	
池袋駅西口周辺 (西池袋一丁目、西池袋 二・三丁目の一部、池袋一・ 二丁目の一部)	●池袋駅西口再開発検討区域 内及び同区域に面する敷地(道 路を介して面する場合を含 む)：全て	同左	
	●劇場通り及びアゼリア通り に面する敷地：すべて		
	●上記以外の敷地：一般地域の 規模		

⑤景観形成特別地区の区域

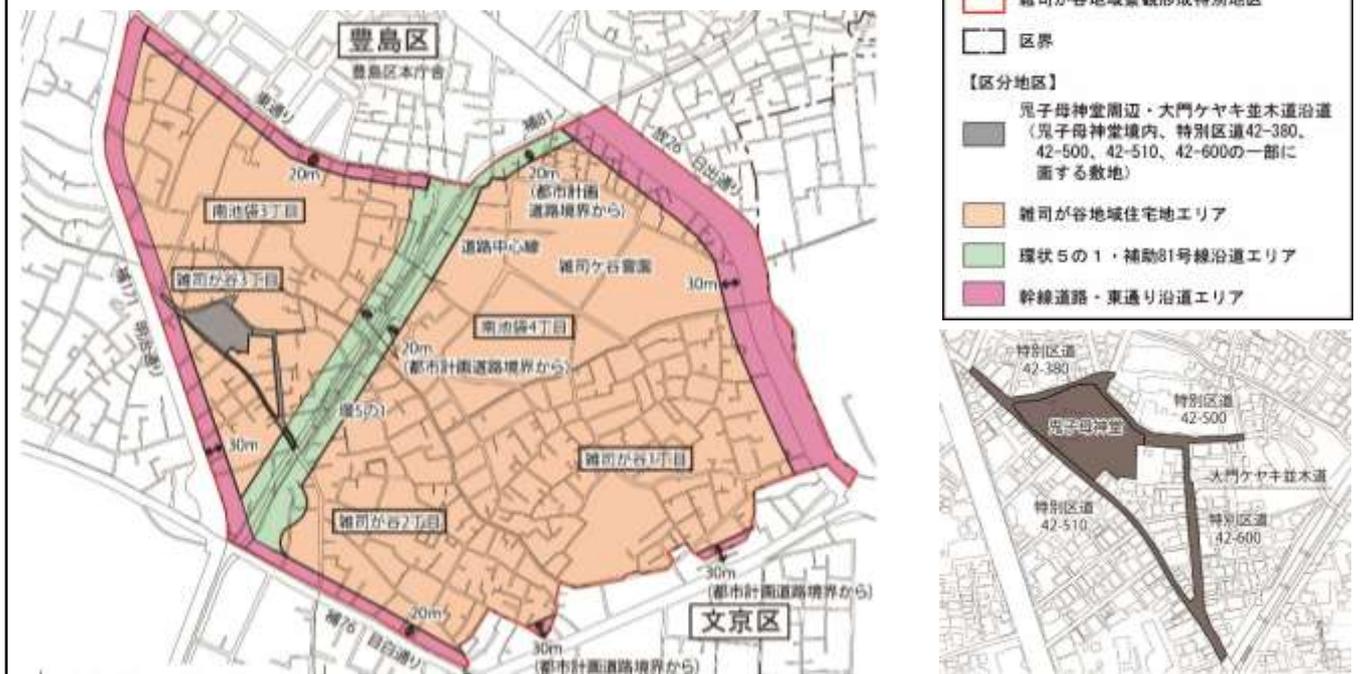
【神田川沿川】 神田川の区域、川の両側から 30mの範囲



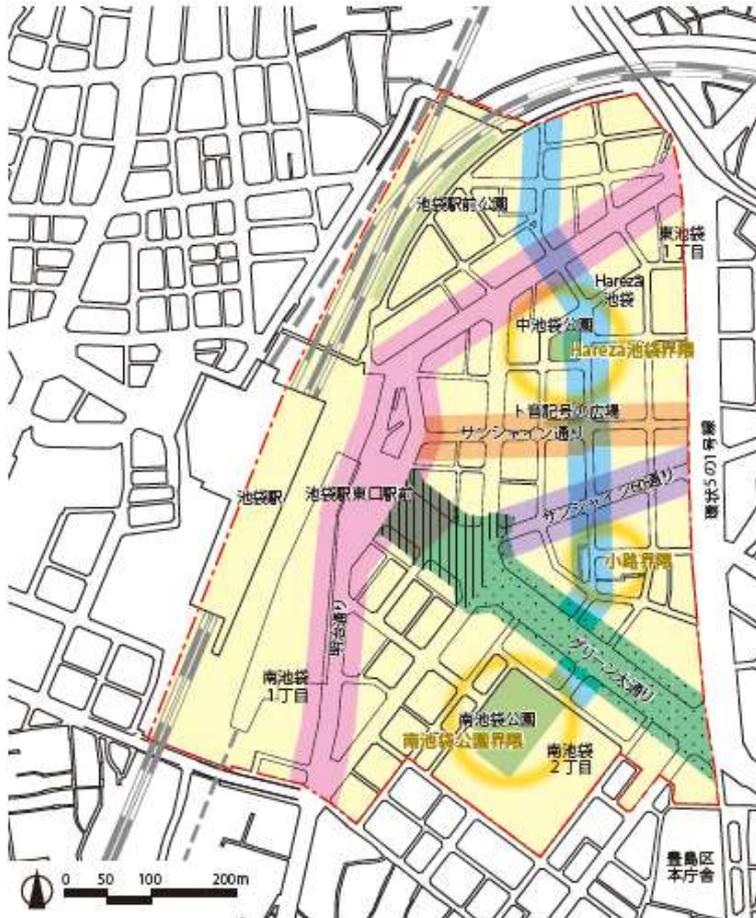
【六義園周辺】 駒込一・二丁目の一部、巣鴨一丁目の一部
六義園の外周線からおおむね 100m~300mの範囲



【雑司が谷地域】 雑司が谷一丁目~三丁目、南池袋三・四丁目



【池袋駅東口周辺】東池袋一丁目、南池袋一・二丁目の一部

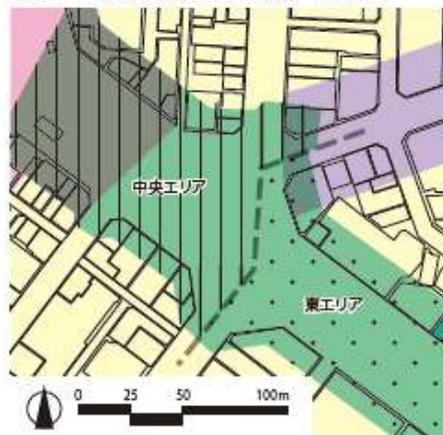


Hareza 池袋界隈 詳細図

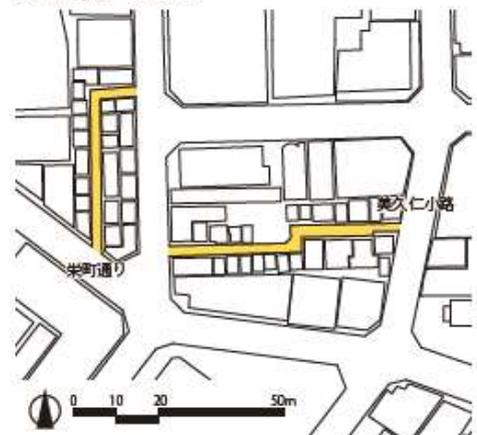


凡例	
池袋駅東口周辺 景観形成特別地区	
沿道 エリア	グリーン大通り
	東エリア
	中央エリア
	明治通り・池袋駅東口駅前
	サンシャイン60通り
	サンシャイン通り
拠点 ゾーン	新たなにぎわいの拠点 — 南池袋公園界隈 — Hareza池袋界隈
	個性ある界隈 — 小路界隈

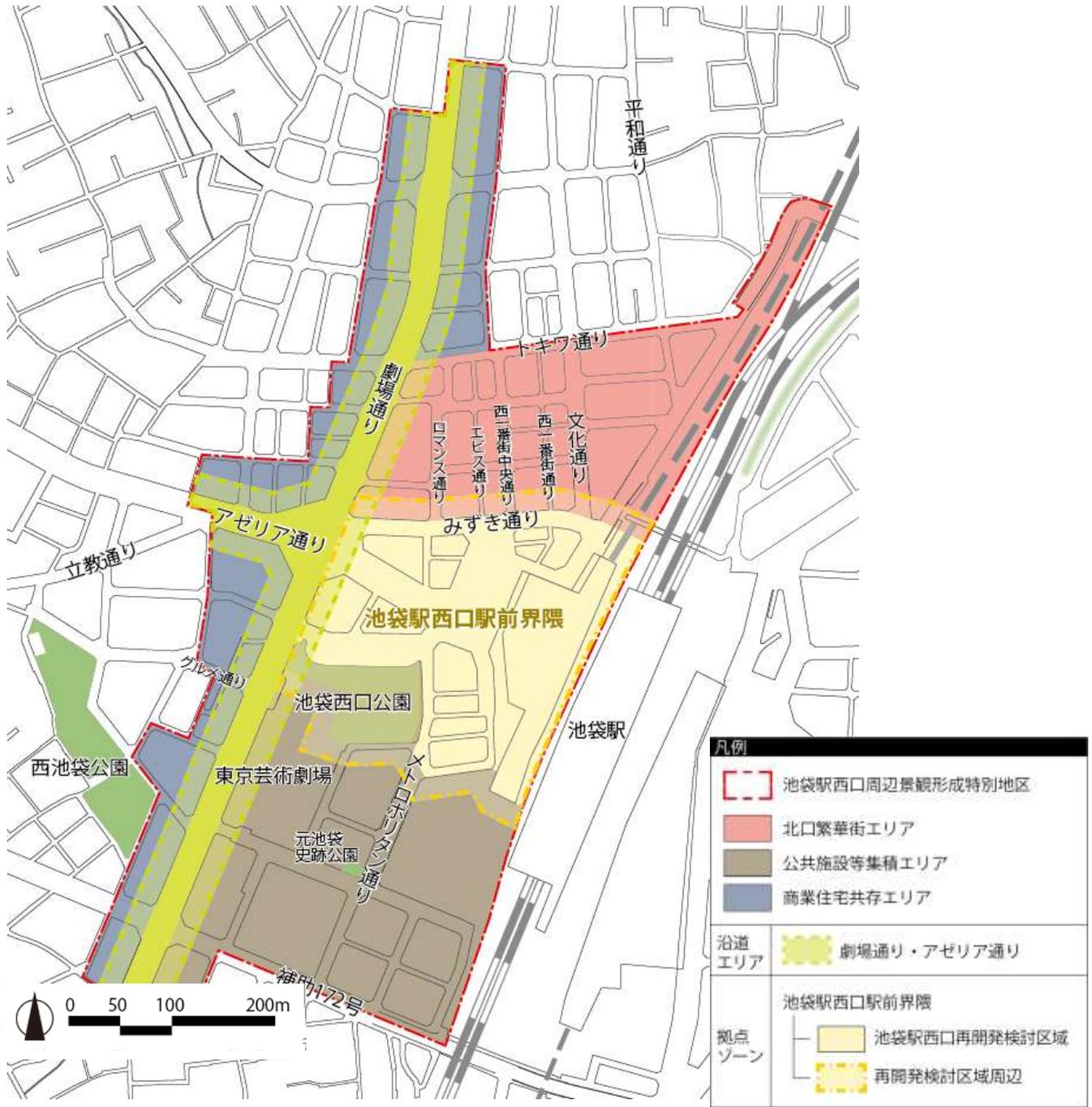
グリーン大通り五差路交差点 詳細図



小路界隈 詳細図



【池袋駅西口周辺】西池袋一丁目、西池袋二・三丁目の一部、池袋一・二丁目の一部



⑥提出書類（事前協議書・行為の届出書共通） 各2部提出 A4左綴じサイズ折込

事前協議・届出対象行為の種類	図書の種類		備考	
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕、模様替または色彩の変更	表紙	事前協議書	別記第5号様式 ※届出を代理人が行う場合は委任状が必要	
		行為の届出書	別記第1号様式 ※届出を代理人が行う場合は委任状が必要	
	添付書類	①	付近見取図	行為地の場所が分かるもの
		②	計画概要書	建築概要等
		③	措置状況説明書	豊島区景観計画に定める景観形成基準に対する考え方
		④	配置図・平面図	敷地の境界線及び建築物の位置を示したもので、緑化計画（着色）、外構計画を記載したもの
		⑤	各階平面図	各階の間取り及び用途を明示したもの
		⑥	立面図・断面図	全面の立面図（着色）で仕上げ方法（材質）及び色彩（マンセル値）を明示したもの（色彩別面積の比率の記載が必要な場合があります）
		⑦	屋上又は屋根の平面図	露出する建築設備の配置とその仕上げを明示したもの
		⑧	完成予想図（パース、スケッチ）	当該届出に係る行為が行われた後の当該行為の場所及びその周囲の状況を想定したもの（カラー、周辺建物の規模がわかるもの）
		⑨	現況写真	2方向以上で、周辺状況と建設予定地が分かる写真（カラー）
⑩	設計工程表	確認申請、着工、工事完了の時期を示したスケジュール		
工作物の新築、増築、改築等（同上）	表紙	事前協議書	別記第5号様式 ※届出を代理人が行う場合は委任状が必要	
		行為の届出書	別記第1号様式 ※届出を代理人が行う場合は委任状が必要	
	添付書類	上記の建築物の添付書類①、④、⑥、⑧～⑩		
開発行為	表紙	事前協議書	別記第5号様式 ※届出を代理人が行う場合は委任状が必要	
		行為の届出書	別記第1号様式 ※届出を代理人が行う場合は委任状が必要	
	添付書類	①	位置図	方位及び行為地、又は周辺の土地利用状況が分かるもの
		②	現況図	当該地及び隣接地について、道路、その他の公共施設、既存建築物、樹木等の位置が分かるもの
		③	土地利用計画図	当該地の境界、公共施設の位置及び形状、予定建築物の配置、植栽等の位置が分かるもの（着色）
		④	緑化計画図	緑地、植栽等の位置及び面積、樹木の種類、本数等が分かるもの（着色）
		⑤	予定建築物の概要	予定建築物の用途、構造、階数、規模等を記載したもの
		⑥	現況写真	2方向以上で、周辺状況が分かる写真（カラー）
⑦	設計工程表	許可申請、着工、工事完了の時期を示したスケジュール		

⑦行為の完了後

【完了届】

- ・行為が完了した日から4日以内に完了届を2部提出してください。
- ・完了届には、完了の状況の分かる写真（2方向以上）を添付してください。

【完了検査】

- ・完了の状況を確認するための検査を行います。検査は「みどりの条例」及び「中高層集合住宅建築物の建築に関する条例」に基づくもののうち該当のあるものと同時に対象行為の行為地にて行います。

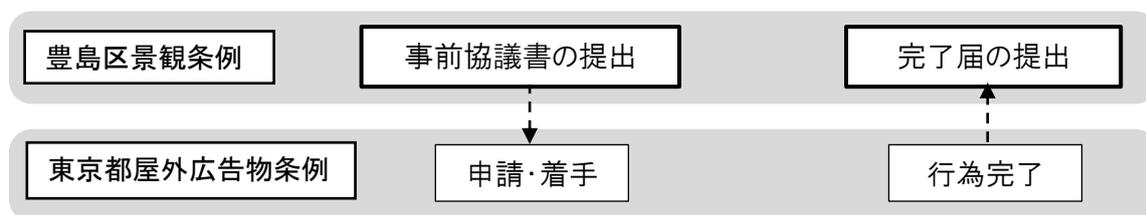
2 屋外広告物

①事前協議対象

- ・東京都屋外広告物条例の許可申請が必要な屋外広告物について景観の事前協議が必要です。（許可期間満了に伴う継続の許可申請でデザイン変更がないものを除く。）許可申請の対象当否については、豊島区土木管理課占有グループ（03-4566-2672）へお問い合わせください。
- ・景観届出中の建築物に設置予定の屋外広告物については、取扱いが異なりますので事前に担当までご連絡ください。

②手続きの流れ

- ・東京都屋外広告物条例許可申請の15日前までに事前協議書を提出してください。
- ・地区計画区域内で屋外広告物を掲出、設置する場合は、地区計画の届出が必要です。行為着手の30日前までに事前協議書とあわせてご提出ください。（様式は区ホームページ参照）



③提出方法

- ・電子申請（Logo フォーム）をご利用ください。申請前に区ホームページをご確認ください。
- ・従来どおり、窓口または郵送による届出も可能です。

【URL】

景観事前協議：<https://logoform.jp/form/gXWR/850312>

景観完了・中止報告：<https://logoform.jp/form/gXWR/855815>

【QR コード】

事前協議（広告）



完了・中止（広告）



【注意事項】

- ・資料一式を1つのPDFにまとめてください。順番は下記④提出書類の順にしてください。
- ・2ファイルまでアップロード可能ですが、1つのファイルサイズは10MB以下としてください。
- ・届出書類は返却しません。公印を押した副本の返却をご希望の場合は、窓口または郵送での届出をお願いします。
- ・郵送の場合は、送付前に書類一式をメールでお送りください。

④提出書類

(窓口、郵送による届出の場合：計2部、A4左綴りサイズ折込)

事前協議 対象行為の種類	図書の種類		備考
広告物の設置、 移設、表示内容 の変更(東京都 屋外広告物条例 の許可申請が必 要なもの)	表紙	事前協議書	別記第5号様式(全3面) ※届出を代理人が行う場合は委任状が必要 様式は区ホームページ参照。 届出者は東京都屋外広告物条例の規定による許可申請者と同一の者と する。
		① 付近見取図	屋外広告物の掲出予定地および当該敷地の周辺の状況が分かるもの
	添付 書類	② 配置図・立面図	広告物を表示し、又は設置する場所の状況が分かるもの
		③ 完成予想図	屋外広告物の意匠図(カラー)。マンセル値を表記したうえで着色する。 寸法を記載する。
		④ 現況写真	周辺状況(近景・遠景)と広告物の設置予定場所が分かる写真(カラー)。 撮影方向が分かるよう、付近見取図もあわせて添付する。
⑤ 仕様詳細	デジタルサイネージ、照明演出等を実施する場合は、設置期間、放映時 間や輝度設定、音声の有無、基本サイクル、運営上の景観に対する配慮、 苦情発生時の連絡窓口等について記載したもの。		

⑤その他注意事項

- ・東京都屋外広告物条例許可申請の対象当否については、豊島区土木管理課占用グループ(03-4566-2672)へお問い合わせください。
- ・「豊島区景観形成ガイドライン(屋外広告物編)」(区ホームページ参照)より当該地域における配慮事項をご確認のうえ計画してください。
- ・デジタルサイネージを活用した屋外広告物は、工作物としての届出が必要となる場合がありますので事前に担当までご相談ください。なお、提出の概要等について別様式(書式自由)の提出が必要です。区ホームページ掲載の見本を参考にご用意ください。
- ・未届のまま設置した場合も届出を要します。別途理由書の提出が必要となりますので担当までご連絡ください。
- ・六義園周辺景観形成特別地区および雑司が谷三丁目(雑司が谷地域景観形成特別地区内)においては、屋外広告物の色彩の基準が定められています。詳細は豊島区景観計画をご確認ください。

⑥行為の完了届 ※電子申請可 上記「③提出方法」参照

- ・行為が完了した日から4日以内に完了届を2部提出してください。
- ・完了届の様式は区ホームページからダウンロードしてください。
- ・届出者は東京都屋外広告物条例の規定による許可申請者と同一の者としてください。
- ・完了届には、屋外広告物の掲出状況が分かる写真(2方向以上)を添付してください。

3 問い合わせ先

豊島区 都市整備部 都市計画課 届出・許認可グループ 〒171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-1
TEL: 03-4566-2633 FAX: 03-3980-5135 Email: A0022603@city.toshima.lg.jp

※詳細については「豊島区景観計画」、「景観形成ガイドライン(建築物編)」、「景観形成ガイドライン(屋外広告物編)」をご参照ください。計画書等は豊島区ホームページに掲載しています。